

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年 1月14日

開催日	平成26年 1月9日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂	出席人数	13 名
講 師	真田雅行氏	作成者	深澤勝美
テーマ	第一学習 宿村 布川家文書①		
概 要	<p>「御用留」</p> <p>天保 14 年癸卯年(1843) 水野越前守よりお達しの書付(諸国人別改め)を順達するので、平分村 社家分村 寺分村 赤井村 寺前村名主は回覧の上戻すこと。</p> <p>① 在方(村)の者は 農業を止めて 江戸人別(江戸居住)に入る様なことはしてはならない。知行所 役所等は家来より農民に対し勸農を求め、農業人口を減らさない様にする事。</p> <p>もし出稼ぎ奉公等で江戸に出る時は村役人等に願書を差出し、家来が奥書印形致し承諾を得ること。</p> <p>② 出居し府中に馴れるに従い、故郷に戻り難く其のまま江戸人別に加わる者が近年増しつつある。在方人別が減るので帰郷する様に致すこと。</p> <p>③ 商売等はじめ妻子等を持つ者は差戻る事は難しいので格別の仁恵により この限りではない。妻子もなく一期のみ江戸住込みの者は村へ呼び戻すこと。</p> <p>④ 出家等は致さぬように。もし止むを得ず出家する時は領主・地頭に願出て、寺社奉行所の許可を得て廻国 修行などに出ること。</p> <p>出稼ぎも同様上記の通りとすること。</p> <p>⑤在方の者で大工 木挽(こびき) 杣(そま)その他の職分で出府する者は月限・年限で村役人に申し出、奥書 印形付の許状を持って出府し、家主や主人に差出、同居 奉公が済んだ時は村方に通達 一旦村方に立帰ること。</p> <p>何回も出府する時も同様の手続きとする。</p> <p>職人 奉公人の給金は武家方 中間町方 下男とも男子は貳両貳分より参両まで、女は壹両貳分より貳両までとする。</p> <p>⑥ 神道 葬祭その他に関わる者は 継目許状を請ける時を含めその都度領主に願い出許状を請けること。</p> <p>⑦農村で人別改めが等閑になっていると聞く。今後死亡・出生その他詳細を調べ、その旨関係所へ届けること。</p>		
補助資料			
備 考			
次回予定	平成26年1月23日 10:00～12:00	於:金沢公会堂3号室	江戸時代の絵島生島事件①